

国民健康保険被保険者のみなさまへ

令和5年3月から

高額療養費の支給申請手続を簡素化できます！

高額療養費支給申請手続の簡素化とは？

これまで国民健康保険の高額療養費の申請にあたっては、医療機関に払った領収書を月ごとに窓口まで持参していただく必要がありましたが、月ごとの手続きを省略し、医療費の自己負担分が支払い済みであれば領収書の提示なしで自動的に高額療養費が振り込まれる自動振込を選択できるようになります。

この方式への変更には、手続き簡素化用の高額療養費支給申請書を、市役所市民課国保年金係や各窓口センター、出張所へ提出していただく必要があります。

対象となる高額療養費

令和3年3月以降に受診した分(※)の高額療養費が簡素化の対象となります。それ以前の高額療養費については、従来通り医療機関等の領収書が必要です。

(※) 国民健康保険法の改正省令の施行時期が令和3年3月のため。

支給時期

受診からおおむね3ヵ月後を目安に登録口座に支給します。ただし、医療機関との調整により支給時期が前後することがあります。なお、次の場合は簡素化を停止します。

- ◇市税の滞納が生じたとき
- ◇指定した口座に振り込みができなくなったとき
- ◇転居や死亡などにより世帯主や被保険者番号が変更になったとき
- ◇申請の内容に偽りや不正があったとき

申請に必要なもの

- ◇マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができるもの
- ◇振込口座がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
※世帯主と受取人が異なる場合は、印鑑が必要になります。（認印可）

申請の受付窓口

- ◇北秋田市役所市民課国保年金係
- ◇各総合窓口センター、出張所

問い合わせ先

北秋田市役所市民課国保年金係 TEL:0186-62-1118